

2025年9月24日付で「ICカード登録型minapitaポイント還元サービス利用規約」及び「minapitaポイントサービス規定」の一部を改定いたします。
詳細は以下のとおりです。

改訂箇所	旧	新
ICカード登録型minapitaポイント還元サービス 利用規約 第1条（目的）	本規約は、南海電気鉄道株式会社（以下「当社」という）が、「minapitaカード会員規約」および「minapitaポイントカード会員規約」に基づきカードの発行を受けた会員、「NAMBA MARUTTO アプリ」のポイントカード機能を使用するユーザー（以下「会員」という）に対して提供する「ICカード登録型minapitaポイント還元サービス」（以下「本サービス」という）の内容を定めるものです。	本規約は、南海電気鉄道株式会社（以下「当社」という）が、「minapitaカード会員規約」および「minapitaポイントカード会員規約」に基づきカードの発行を受けた会員、「 なんばまるっとアプリ 」および「 南海アプリ 」のポイントカード機能を使用するユーザー（以下「会員」という）に対して提供する「ICカード登録型minapitaポイント還元サービス」（以下「本サービス」という）の内容を定めるものです。
minapitaポイントサービス規定 第2条（用語の定義）	本規定における主な用語の定義は、以下の各号に掲げるとおりとします。 （１）「minapita会員」とは、以下の号の細分に掲げるとおりとします。 ①「minapitaクレジットカード会員」とは、minapitaクレジットカードを保有する会員をいいます。 ②「アプリ会員」とは、なんばまるっとアプリを保有する会員をいいます。 ③「minapitaポイントカード会員」とは、minapitaポイントカードを保有する会員をいいます。 ④「ゲスト会員」「仮会員」とは、それぞれ会員登録がお済みでないアプリ会員、minapitaポイントカード会員をいいます。 ⑤「minapitaポイント会員」とは、会員登録がお済みのアプリ会員、minapitaポイントカード会員をいいます。ただし、minapitaクレジットカードを保有するアプリ会員は除きます。 （２）「会員証」とは、minapitaクレジットカード会員、minapitaポイント会員が保有するカード等をいいます。 （３）「カード等」とは、minapitaクレジットカード、なんばまるっとアプリのポイントカード機能およびminapitaポイントカードをいいます。	本規定における主な用語の定義は、以下の各号に掲げるとおりとします。 （１）「minapita会員」とは、以下の号の細分に掲げるとおりとします。 ①「minapitaクレジットカード会員」とは、minapitaクレジットカードを保有する会員をいいます。 ②「アプリ会員」とは、「なんばまるっとアプリ」および「南海アプリ」を保有する会員をいいます。 ③「minapitaポイントカード会員」とは、minapitaポイントカードを保有する会員をいいます。 ④「ゲスト会員」「仮会員」とは、それぞれ会員登録がお済みでないアプリ会員、minapitaポイントカード会員をいいます。 ⑤「minapitaポイント会員」とは、会員登録がお済みのアプリ会員、minapitaポイントカード会員をいいます。ただし、minapitaクレジットカードを保有するアプリ会員は除きます。 （２）「会員証」とは、minapitaクレジットカード会員、minapitaポイント会員が保有するカード等をいいます。 （３）「カード等」とは、minapitaクレジットカード、「なんばまるっとアプリ」および「南海アプリ」のポイントカード機能およびminapitaポイントカードをいいます。

2025年9月24日改定